

# 厚生労働省におけるテレワーク導入 ・ 定着促進施策（令和6年度）

令和6年6月28日

厚生労働省 雇用環境・均等局

# 令和6年度 雇用型テレワークの導入・定着促進のための施策概要

- ▶ 適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドラインに沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰や、ワンストップでの相談窓口の設置、テレワークを制度として導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施。

## 1. 雇用型テレワークガイドライン等の周知

### テレワークガイドラインの周知

テレワークを適切に導入及び実施するにあたっての注意すべき点について周知・啓発を実施。

### テレワークモデル就業規則の周知

テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を、各種セミナー等を通じて周知を行う。

## 2. 企業等への相談対応、テレワーク導入費用の助成による支援

### テレワーク相談センターの設置・運営

- ・ テレワーク相談センターを設置し、無料相談・コンサルティング等導入支援を実施。特にアウトリーチ型コンサルティングを実施。
- ・ 働き方改革推進支援センターと連携し、地域の相談ニーズに対応。
- ・ 関係省庁と連携し、労務管理やICT活用をワンストップで相談できる窓口を設置。

### 人材確保等支援助成金(テレワークコース)

良質なテレワークを制度として導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器等の導入等に係る経費を助成。

### 国家戦略特別区域における導入支援

国家戦略特別区域内に相談窓口を設けるなどして、自治体と連携した各種支援をワンストップで実施。

## 3. 適正な労務管理下でテレワークを導入・定着させている企業の事例紹介等

### セミナーの開催

総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナー等を開催。

### 厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、表彰企業等の取組を幅広く周知。

# テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの周知

テレワークを活用する企業、労働者の皆さまへ



テレワークの

## 適切な導入及び 実施の推進のための ガイドライン



事業主、企業の労務担当者の方へ

### テレワークガイドラインを改定しました

新たな日常、新しい生活様式に対応した良質なテレワークを推進しましょう

テレワークとは、インターネットなどのICTを活用し自宅などで仕事をする、働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方です。

1

#### はじめに

厚生労働省は、令和3年3月にテレワークガイドラインを改定しました。

このガイドラインは、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入と実施に当たり、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取り組み等を明らかにしたものです。

このガイドラインを参考に、労使が十分に話し合いを行い、良質なテレワークを導入し、定着させていくことが期待されます。

2

#### テレワークのメリット

- 業務効率化による生産性の向上にも役立つ
  - 育児や介護等を理由とした労働者の離職の防止、遠隔地の優秀な人材の確保
  - オフィスコストの削減
- などのメリットがあります。

3

#### 業務を行う場所に応じたテレワークの特徴

##### 1 在宅勤務

通勤を要しないことから、事業場での勤務の場合に通勤に要する時間を柔軟に活用できます。  
また、例えば育児休業明けに短時間勤務等と組み合わせて勤務したり、保育所の近くで勤務したりすることが可能となることから、仕事と家庭生活との両立に資する働き方です。

自宅の近くや通勤途中の場所等に設けられたサテライトオフィス（シェアオフィス、コワーキングスペースを含む）での勤務は、通勤時間を短縮しつつ、在宅勤務やモバイル勤務以上に作業環境の整った場所で就業可能な働き方です。

2

##### サテライトオフィス勤務

3

##### モバイル勤務

労働者が自由に働く場所を選択できる、外勤における移動時間を利用できるなど、働く場所を柔軟にすることで業務の効率化を図ることが可能な働き方です。

テレワークで困ったらどこに相談すればいいんだろう

⇒P6へ



労働者が自宅等でテレワークを行うときは、何に気をつけてもらえばいいんだろう

⇒P7へ



ガイドラインの概要は次のページをご確認ください

費用負担 ▶ P3

労働時間管理 ▶ P4

安全衛生 ▶ P5

中小企業事業主の皆様がご利用可能な助成金については最終ページをご確認ください

令和6年度予算額 1.2億円（1.2億円） ※（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 |     |    | 一般<br>会計 |
|----------|-----|----|----------|
| 労災       | 雇用  | 徴収 |          |
| 1/2      | 1/2 |    |          |

## 1 事業の目的

- ▶ テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※下線が拡充部分

- ▶ テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

### ① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

実施主体：民間事業者等

### ② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを強化

### ③ 全国セミナー・個別相談会の開催

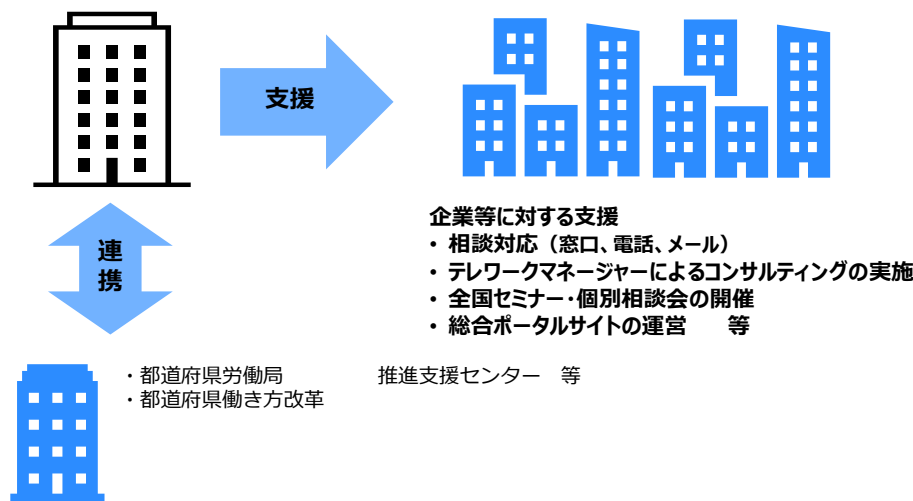
中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

### ④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合した総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営

テレワーク相談センター

適正な労務管理下におけるテレワークの実施



# 人材確保等支援助成金（テレワークコース）の概要

雇用環境・均等局在宅労働課

令和6年度当初予算案 2.2億円（2.3億円）※（）内は前年度当初予算額

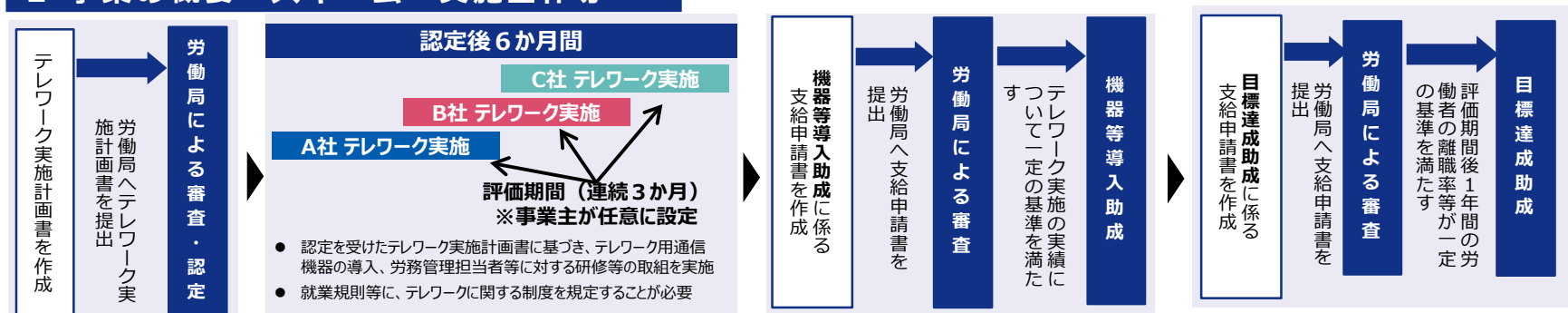
| 労働保険特別会計 |    |    | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災       | 雇用 | 徴収 |      |
|          | ○  |    |      |

## 1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症対策として、これまでにない規模でテレワークが実施されているが、ポストコロナにおいては、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着が必要。
- このため、適正な労務管理下におけるテレワークを導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

※下線が拡充部分



### 機器等導入助成

下表のテレワーク実績基準を満たした事業主に支給（テレワーク勤務を新規導入する事業主のほか、実施を拡大する事業主も助成対象）

| テレワーク実績基準                                                                                                                                   | 助成率、上限                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 評価期間（3か月）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は</li> <li>✓ 評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする</li> </ul> | 助成率50%<br>※100万円又は対象労働者数×20万円のいずれか低い額が上限 |
| 拡大導入時<br>✓ 評価期間（3か月）における延べテレワーク実施人数を届出前の実績値から25%以上増加させる                                                                                     |                                          |

### 助成対象となる取組

- 就業規則等の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- テレワーク用通信機器等の導入  
（テレワーク用サービス利用料も助成対象）
- 労務管理担当者・労働者に対する研修
- 仮想オフィスの導入・運用
- クラウドコミュニケーションツールの導入・運用
- 文書電子化ソフトの導入運用 など

## 助成額

### 目標達成助成

下表の離職率およびテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

| 離職率目標、テレワーク実績基準                                                                                                                                                                                                                                 | 助成率、上限                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下</li> <li>✓ 評価期間後1年間の離職率が30%以下</li> <li>✓ 評価期間初日から1年を経過した日からの3か月間に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上</li> </ul> | 助成率15%（25%）<br>※100万円又は対象労働者数×20万円のいずれか低い額が上限 |